

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
10月9日
(火曜日)

目次

告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課).....

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



山口県告示第三百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
防府市大字新田字築地二〇五四の二の一部及び二〇五四の三の一部
- 二 特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第三百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人博正 会	柳井市中央一 丁目一〇番一 七号	訪問看護ス テーション・ オリイブ	柳井市中央一 丁目一〇番一 七号	訪問看護	平成二四、 九、三〇

居宅介護支援事業者 名	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名	居宅介護支援事業所 所在地	廃止年月日
社会福祉法人岩 国市社会福祉協 議会	岩国市麻里布町 七丁目一番二号	社会福祉法人岩 国市社会福祉協 議会社協介護相 談センター由宇	岩国市由宇町中 央一丁目八番三 五号	平成二四、 八、三一

山口県告示第三百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ボイスコミュニケーションズ	周南市原宿町七番一七号	ヘルパーステーション	周南市原宿町七番一七号	訪問介護	平成二四、八、一
有限会社末永整骨院・光	宇部市新天町二丁目三番七号	リハビリ特化型半日ケア健康村	宇部市新天町二丁目三番七号	通所介護	六、
株式会社シルバークス	中村一丁目五番二五号	キワラリハビリティサービス	大字東の岐波二一六〇	通所介護	八、
合名会社大樹	山口市佐山九四五の四一	風の丘デイサービス	防府市大字西浦二二六七の二〇〇	通所介護	八、
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	デイサービスセンター山手俱樂部	岩国市山手町一丁目五番一	通所介護	七、
有限会社カネフジ介護センター	山陽小野田市大字小野田七三九六の一	デイサービスほほえみ西の浜	山陽小野田市南竜王町一二番一六号	通所介護	七、

山口県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセン	防府市三田尻三丁目六番三五号	平成二四、八、一

山口県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事務所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ボイスコミュニケーションズ	周南市原宿町七番一七号	ヘルパーステーション	周南市原宿町七番一七号	介護予防訪問	平成二四、八、一
医療法人光輝会	熊毛郡平生町大字佐賀二の七七	平生訪問看護ステーションきらら	熊毛郡平生町大字平生町五九九の一四	介護予防訪問看護	平成二四、八、
有限会社末永整骨院・光	宇部市新天町二丁目三番七号	リハビリ特化型半日ケア健康村	宇部市新天町二丁目三番七号	介護予防通所	平成二四、六、
株式会社シルバークス	中村一丁目五番二五号	キワラリハビリティサービス	大字東の岐波二一六〇	介護予防通所	八、
有限会社片倉温泉くぼた	大字西岐波五三四五	デイサービス波雁ヶ浜	の六一四六六	介護予防通所	八、
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	デイサービスセンター山手俱樂部	岩国市山手町一丁目五番一	介護予防通所	八、

(四七九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎



一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口県難治性血管奇形相互支援会
代 表 者 の 氏 名 有富 健
主たる事務所の所在地 防府市新橋町一番一―号

三 定款に記載された目的
難治性血管奇形の患者に対して、患者の生活に関する事業を行い、病気の啓発活動に寄与すること。

(四八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人下関ひと・まちネットワーク
代 表 者 の 氏 名 原田 慶治
主たる事務所の所在地 下関市清末大門二番四三号

(四八一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワーク
代 表 者 の 氏 名 園田 秀則
主たる事務所の所在地 美祢市大嶺町奥分三〇七三番地の二

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ミュージックエイドクラブ
代 表 者 の 氏 名 友利 康雄
主たる事務所の所在地 宇部市山門五丁目六番三五号

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人臨床トンネル工学研究所
代 表 者 の 氏 名 中川 浩二
主たる事務所の所在地 宇部市大字川上一八一番地

(四八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十一月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十四年九月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ヒューマンネット二二下関
 代表者の氏名 井上 隆純
 主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚七八三七番地

一 申請のあった年月日
 平成二十四年九月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう
 代表者の氏名 松井 茂喜
 主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(四八三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十一月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人やまぐち子育て
 代表者の氏名 橋村 雅子
 主たる事務所の所在地 防府市華浦二丁目二番一号

(四八四) 平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十四年十一月九日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

三 試験の科目

試験の科目

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成二十四年十月二十二日(月曜日)から同月三十一日(水曜日)まで(郵送の場合、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一)

七 提出書類

山口県商工労働部新産業振興課

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。

(四八五) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字切山字竹ノ下
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字切山三九〇番地の一
河村 義城

一 開発区域に含まれる地域の名称

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市望町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号
株式会社ニトリ

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市清瀬町三丁目九番三号
田村 明子
下松市清瀬町四丁目五番一七号
河村 暢男
柳井市伊保庄一三五四番地
長尾かおり

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字小野田字上ノ須賀及び字一ノ北河内
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇部市大字妻崎開作七九九番地の二
有限会社フジ興産

平成二十四年十月九日発行

発行所

山口県知事庁